

令和2年度 新型コロナウイルス感染症対策補正予算 予算総括表

○予算総括

(単位 千円)

項 目	補正 第1, 2号		補正 第3号		補正 第4号		補正 第5号		補正 第7号		補正 第8号		補正 第9号		補正 第10号		補正 第11号	
	新規事業	既決事業	新規事業	既決事業	新規事業	既決事業	新規事業	既決事業	新規事業	既決事業	新規事業	既決事業	新規事業	既決事業	新規事業	既決事業	新規事業	既決事業
1 感染症予防対策のための取組	-	13,215	-	-	-	-	148,300	39,978	-	-	-	-	-	-	234,899	-	-	43,890
2 暮らしを支えるための取組	-	29,962	8,222,710	-	27,200	128,690	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3 雇用を維持するための取組	20,000	362,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4 企業の業績悪化対策等のための取組	40,000	234,861	-	-	-	-	-	38,911	-	-	-	30,000	-	-	60,000	-	-	-
5 こども、学校のための取組	-	426,254	2,788	-	16,200	41,189	-	-	-	-	-	-	-	-	339,593	-	-	-
6 観光等反転攻勢等のための取組	140,000	103,494	-	-	356,500	6,906	276,500	-	-	-	-	-	-	-	53,995	-	-	-
7 アフター・コロナ社会に向けた取組	-	-	-	-	3,800	5,000	-	-	-	-	-	-	-	-	17,400	-	-	-
※予備費	-	-	-	-	-	23,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
※その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	45,000	-	-	-
合 計	200,000	1,169,786	8,225,498	552,000	283,674	276,500	30,000	750,887	43,890	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項 目	補正第12号		補正 第14号		補正 第15号		補正 第16号		補正第17号		補正 第18,19号		合 計	
	新規事業	既決事業	新規事業	既決事業	新規事業	既決事業	新規事業	既決事業	新規事業	既決事業	新規事業	既決事業	新規事業	既決事業
1 感染症予防対策のための取組	33,821	△ 92,500	-	-	12,000	-	-	-	747	△ 6,089	7,080	-	435,341	
2 暮らしを支えるための取組	533	△ 7,590	-	-	-	-	-	-	12,866	-	51,144	-	8,465,515	
3 雇用を維持するための取組	-	△ 202,000	-	-	-	-	-	-	-	△ 47,000	-	-	133,000	
4 企業の業績悪化対策等のための取組	17,800	△ 38,000	50,000	-	-	6,300	-	-	△ 29,560	-	-	-	410,312	
5 こども、学校のための取組	105,219	△ 11,445	-	-	-	-	-	-	△ 10,409	-	-	-	909,389	
6 観光等反転攻勢等のための取組	7,142	△ 20,500	-	-	-	-	-	-	△ 31,735	-	-	-	892,302	
7 アフター・コロナ社会に向けた取組	7,130	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,330	
※予備費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23,000	
※その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	45,000	
合 計	171,645	△ 372,035	50,000	12,000	6,300	13,613	△ 124,793	58,224	11,347,189					

※補正第10号、第11号、第12号、第17号は新型コロナウイルス感染症対策の新規事業費及び既決補正予算事業費のみ抜粋

※市独自新規事業分 補正第1、2号200,000千円、補正第3号741,532千円、補正第5号552,000千円、補正第7号111,892千円、補正第8号276,500千円、

補正第9号30,000千円、補正第10号750,887千円、補正第12号89,693千円、補正第14号50,000千円、補正第15号12,000千円、

補正第16号6,300千円、補正第17号13,613千円、補正第18号29,151千円 補正合計2,863,568千円

○財源内訳

(単位 千円)

	補正額	財源内訳	
補正第1号、2号	200,000	一般財源（財政調整基金繰入金）	200,000
補正第3号	1,169,786	国県支出金	219,056
		被災者生活再建支援基金繰入金	492,000
		その他	3,300
		一般財源（財政調整基金繰入金）	455,430
補正第4号	8,225,498	国県支出金	8,221,928
		一般財源（財政調整基金繰入金）	3,570
補正第5号	552,000	その他（食事券販売収入）	200,000
		一般財源（財政調整基金繰入金）	352,000
補正第7号	283,674	国県支出金	130,378
		地方債	25,600
		その他	△ 304
		一般財源（財政調整基金繰入金）	128,000
補正第8号	276,500	その他（食事券販売収入）	200,000
		一般財源（財政調整基金繰入金）	76,500
補正第9号	30,000	一般財源（財政調整基金繰入金）	30,000
補正第10号	750,887	国県支出金（臨時交付金）	688,487
		一般財源（財政調整基金繰入金）	17,400
		一般財源（繰越金）	45,000
補正第11号	43,890	国県支出金	43,890
補正第12号	△ 200,390	国県支出金（臨時交付金）	1,000,791
		国県支出金	56,987
		被災者生活再建支援基金繰入金	△ 323,700
		一般財源（財政調整基金繰入金）	△ 934,468
補正第14号	50,000	一般財源（繰越金）	50,000
補正第15号	12,000	一般財源（繰越金）	12,000
補正第16号	6,300	一般財源（繰越金）	6,300
補正第17号	△ 111,180	国県支出金（臨時交付金）	△ 66,371
		国県支出金	△ 6,600
		被災者生活再建支援基金繰入金	△ 27,400
		一般財源（財政調整基金繰入金）	△ 10,809
補正第18号、19号	58,224	国県支出金	29,073
		一般財源（繰越金）	29,151
合計	11,347,189	国県支出金	8,694,712
		国県支出金（臨時交付金）	1,622,907
		地方債	25,600
		被災者生活再建支援基金繰入金	140,900
		その他（食事券販売収入他）	402,996
		一般財源（財政調整基金繰入金）	317,623
		一般財源（繰越金）	142,451

※補正第10号、第11号、第12号、第17号は新型コロナウイルス感染症対策の新規事業費及び既決補正予算事業費のみ抜粋

令和2年度 一般会計補正予算（第18、19号）の概要 ～新型コロナウイルス感染症対策事業～

1 感染症予防のための取組	7,080 千円
	補正第19号
	資料：No.1
(1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制の確立	7,080 千円 (全額国費)
→新型コロナウイルスワクチンが実用化された際、早期に接種を開始できる体制の確保。	

2 暮らしを支えるための取組	51,144 千円
	補正第18号
	拡充：No.2
(1) ひとり親世帯等臨時特別給付金支給事業	
→子育て負担の増加や収入の減少したひとり親世帯及び就学援助費受給世帯等を対象に、5万円（2人目以降1人につき3万円）の臨時給付金を支給。補正第3号、第7号の拡充。	
ア ひとり親世帯臨時特別給付金	21,993 千円 (国費 21,993 千円)
イ 就学援助費受給世帯等臨時特別給付金	29,151 千円

※網掛けは市独自事業

No. 1	事業名	新型コロナウイルスワクチン接種体制の確立	補正 予算額	7,080 千円
-------	-----	----------------------	-----------	----------

1 事業目的、趣旨等

新型コロナウイルスワクチンの接種については、現時点では不確定な要素もあるため、接種開始の時期を具体的に見定めることは困難な状況にあるが、実用化された際に早期に接種を開始できるよう、準備を予め進めておく。

2 事業概要

(1) 内 容

新型コロナウイルスワクチンの供給が可能となった場合に、迅速に多くの市民への接種を目指すため、庁内の体制を整備する。

ア 予防接種台帳システム等の改修	825千円
イ 接種券、予診票の印刷・個別通知	6,202千円
ウ 接種の実施体制の確保	53千円

(2) 事業期間

2020年度

(3) 事業主体

豊岡市

(4) 今後のスケジュール

ア 予防接種台帳システム改修	2021年1月～2月末
イ 接種券・予診票等の封入封緘業務	〃 1月～3月上旬
ウ 専用電話回線の増設	〃 2月中

(5) 全体事業費（補助率・負担率等）

7,080千円（新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 補助率10/10）

拡充 No.2	事業名 ひとり親世帯等臨時特別給付金 支給事業（再支給分）	補正 予算額	51,144 千円
------------	-------------------------------------	-----------	-----------

1 事業目的、趣旨等

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、ひとり親家庭については、非正規雇用の割合が高く収入が少ないなど、生活実態が依然として厳しい状況であるため、ひとり親世帯臨時特別給付金を再支給し、より一層の生活の安定を図る。

また、ひとり親世帯臨時特別給付金に準じ市独自で実施している就学援助費受給世帯等を対象とした「就学援助費受給世帯等臨時特別給付金」、「就学援助費受給世帯等新生児臨時特別給付金」についても、同様の理由により再支給を行う。

2 事業概要

(1) 内容

ひとり親世帯及び就学援助費受給世帯等へ臨時特別給付金を再支給する。

対象者	<p>12月11日時点で、既に以下の各給付金のいずれかの要件に該当し、給付金の支給を受けた方（申請不要） ※2020年12月11日時点で未だ給付金の申請を行っていない方については、給付金の申請の際に、再支給分の申請を併せて申請することにより支給する。</p> <p>1 ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）</p> <p>① 2020年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方 ② 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方 ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が、児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方</p> <p>2 就学援助費受給世帯等臨時特別給付金（基本給付）</p> <p>① 2020年5月31日時点における就学援助費の支給を受けている方（ただし、「ひとり親世帯臨時特別給付金」の支給対象者を除く。） ② 2018年中の所得が就学援助費を受給している方と同じ水準の方（豊岡市立小中学校在籍者のいる世帯を除く） ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が就学援助費を受給している方と同じ水準となっている方</p> <p>3 就学援助費受給世帯等新生児臨時特別給付金</p> <p>2020年6月1日から2021年2月26日までに出生した児童を養育する方のうち、次の方。</p> <p>① ひとり親世帯臨時特別給付金を受給または申請中の方 ② 就学援助費受給世帯等臨時特別給付金を受給または申請中の方</p>
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

給付額	1 世帯50,000円、児童が2人以上いる世帯は、2人目以降1人につき30,000円 ただし、上記の対象者3の給付金を受けた方は、児童1人につき30,000円
支給件数 (見込)	1 ひとり親世帯臨時特別給付金 688世帯 2 就学援助費受給世帯等臨時特別給付金 268世帯 3 就学援助費受給世帯等新生児臨時特別給付金 38世帯
支給時期 (予定)	2020年12月25日(金) ※2020年12月11日時点で未だ給付金の申請を行っていない方については、年明け以降、順次速やかに支給する。申請期限は、上記の対象者1と2の給付金は2021年2月26日、3の給付金は2021年3月12日

(2) 事業期間

2020年度

(3) 事業主体

豊岡市

(4) 全体事業費(補助率・負担率等)

ひとり親世帯臨時特別給付金21,993千円、就学援助費受給世帯等臨時特別給付金及び就学援助費受給世帯等新生児臨時特別給付金29,151千円、合計51,144千円

(※ひとり親世帯臨時特別給付金分は国庫負担10/10)

担当課名 ひとり親世帯臨時特別給付金、就学援助費受給世帯等臨時特別給付金及び
就学援助費受給世帯等新生児臨時特別給付金

【社会福祉課】(内線3001)

就学援助費受給世帯等臨時特別給付金(対象者2の①のみ)

【こども教育課】(内線2721)

令和2年度 一般会計補正予算の概要

(補正第1～5、7～12、14～17号)

※補正予算議決時の内容・額を記載。その後の変更(減額)は反映させていない。

1 感染症予防のための取組

526,850 千円

補正第3号

13,215 千円

(1) マスク、消毒液等購入、庁舎飛沫防止パネルの設置

(2) WEB 会議用パソコン整備

(3) 休日急病診療所換気扇、カウンターパネル設置(繰出金)

補正第5号

(4) 店舗等の感染症予防力向上経費の支援 147,000 千円

→パーティションや自動手指消毒器等の導入を行う際の経費を5万円を上限に補助。

補正第5号

(5) 感染症対策ガイドラインの策定支援 1,300 千円

→城崎温泉、市全域を対象とした感染症対策ガイドライン策定の取り組みを支援。

補正第7号

(6) コウノトリ文化館の感染症予防対策 37,000 千円

(国費 10,000 千円)

(地方債 25,600 千円)

→感染症予防対策のため、老朽化したコウノトリ文化館の空調設備の改修を実施。

補正第7号

(7) 文化施設の感染症予防対策 2,978 千円

(国費 784 千円)

→文化施設での感染症対策。城崎国際アートセンター、市民プラザ、出石永楽館、市民会館等。

補正第10号

(8) 公共施設トイレの感染症予防対策 12,180 千円

(全額地方創生臨時交付金)

→コミュニティセンター、健康・高齢者・障害福祉施設のトイレ洗面台の自動水栓化等の感染予防対策。

- 補正第 10 号
- (9) コミュニティセンターの感染症予防対策 150,715 千円
 (全額地方創生臨時交付金)
 →指定緊急避難場所でもあるコミュニティセンターにおける網戸、換気扇、
 空調等の換気対策。
- 補正第 10 号
- (10) 歴史博物館の感染症予防対策 43,804 千円
 (全額地方創生臨時交付金)
 →館内及び事務室の換気対策。
- 補正第 10 号
- (11) 学校施設体育館・社会体育施設の感染症予防対策 16,197 千円
 (全額地方創生臨時交付金)
 →指定緊急避難場所でもある学校施設体育館、社会体育施設等の換気対策。
- 補正第 10 号
- (12) 診療所の感染症予防対策 12,003 千円
 (全額地方創生臨時交付金)
 →新型コロナウイルス感染症疑い患者の診察環境の整備。
- 補正第 12 号
- (13) マスク、消毒液等購入 2,749 千円
 (全額地方創生臨時交付金)
- 補正第 12 号
- (14) WEB 会議用モニター等整備 5,555 千円
 (全額地方創生臨時交付金)
- 補正第 12 号
- (15) 家庭ごみ収集、運搬業務従事者に対する感染症予防対策 1,473 千円
 (全額地方創生臨時交付金)
 →家庭ごみ収集・運搬業務の委託業者に対する感染症予防対策費用の支給。
- 補正第 12 号
- (16) 永楽館の感染症予防対策 24,044 千円
 (地方創生臨時交付金 20,706 千円)
 →客席及び舞台等、館内の換気対策。
- 補正第 12 号
- (17) 介護施設の感染症拡大防止対策の支援 43,890 千円
 (全額県費)
 →ウイルスが外に漏れないよう居室の気圧を低くする陰圧装置を据える
 介護施設に対する支援。

	補正第 15 号
(18) 店舗等の感染症予防力向上経費の支援	12,000 千円
→パーティションや自動手指消毒器等の導入を行う際の経費 5 万円を上限に補助。補正第 5 号で予算化し、補正第 12 号で減額したものの、申請者の増加により増額。	

	補正第 17 号
(19) 城崎温泉外湯の感染症予防対策の支援	747 千円

	補正第 17 号
(20) 診療所の感染症予防対策	※4,819 千円
	(※国費4,819千円)
→新型コロナウイルス感染症に対する診察環境の整備。	

※診療所事業特別会計、国民健康保険事業特別会計（直診勘定）事業のため、一般会計まとめの「予算総括表」「財源内訳」に事業費は計上していない。

2 暮らしを支えるための取組	8,421,961 千円
-----------------------	---------------------

	補正第 3 号
(1) 児童扶養手当・就学援助費受給者支援給付	29,962 千円
→就業環境の変化による影響を受けやすいひとり親家庭及び就学援助家庭等に対し、1 世帯当たり 3 万円の給付金を支給。	

	補正第 4 号
(2) 特別定額給付金の支給	8,099,043 千円
	(全額国費)
→1 人当たり 10 万円の給付金を支給。	

	補正第 4 号
(3) 住居確保給付金の支給	14,280 千円
	(国費 10,710 千円)
→住居確保給付金の対象範囲を拡大し、住居を喪失した方又は住居を失うおそれが生じている方に対して給付金を支給。	

	補正第 4 号
(4) 子育て世帯への臨時特別給付金の支給	109,387 千円
	(全額国費)
→子育て世帯の生活を支援するため児童手当受給者への 1 人当たり 1 万円の給付金を支給。	

補正第5号

- (5) 公共交通事業者への支援 27,200 千円
→経営に深刻な影響を受けているバス、タクシーの旅客自動車運送事業者
に、運転士数に応じて給付金を支給。

補正第7号

- (6) ひとり親世帯等臨時特別給付金支給事業
→子育て負担の増加や収入の減少したひとり親世帯及び就学援助費受給
世帯を対象に、5万円（2人目以降1人につき3万円）の臨時給付金
を支給。
ア ひとり親世帯臨時特別給付金 89,432 千円
(全額国費)
イ 就学援助費受給世帯臨時特別給付金 39,258 千円

※市独自事業として同様の事業を、補正第3号「児童扶養手当・就学
援助費受給者支援給付」として実施済み。

補正第12号

- (7) オンライン手話通訳の実施 315 千円
(県費 136 千円)
→聴覚障害者の病院受診時に、手話通訳者の派遣が困難な状況となっている。
感染リスクの低減を図るためオンライン手話通訳を導入。

補正第12号

- (8) オンライン保健指導の実施 218 千円
(国費 91 千円)
→対面方式で行ってきた保健指導や保健相談をオンラインで実施。

補正第17号

- (9) 京都丹後鉄道への事業継続支援 12,866 千円
(全額地方創生臨時交付金)
→経営に深刻な影響を受けている京都丹後鉄道に対する事業継続支援。

3 雇用を維持するための取組

382,000 千円

補正第2号

- (1) 相談体制充実、申請事務手続きサポート 20,000 千円
→国の雇用調整助成金（休業手当助成）の手続きサポート。

補正第3号

- (2) 緊急雇用維持事業 300,000 千円

(全額被災者生活再建支援基金)

→新型コロナウイルス感染の影響で、雇用調整助成金の申請を行った
市内企業等に対し、休業手当等の最大10%に相当する額を上乗せ支給。

補正第3号

(3) 指定管理者休業補償 62,000 千円

→施設を休館した指定管理者に対し、指定管理の継続のために必要な
経費(人件費等)を補償。

4 企業の業績悪化対策等のための取組

477,872 千円

(1) 利子補給

補正第1号

ア 新型コロナウイルス対策融資及び利子補給 30,000 千円

→市の制度融資に低利(年0.7%)の融資枠を新設し、その融資利用
者に当初3年間利子補給を行う。
→さまざまな融資の選択肢を提示。

補正第3号

イ 農業者、水産加工業者等に対する利子補給 861 千円

→経営維持安定に必要な資金を融通し支援を行うため、県及び市が
それぞれに利子補給を行う。
※2021年度～2027年度債務負担行為

補正第1号

(2) ステップアップ支援補助金の予算枠と用途の拡充 10,000 千円

→既存制度を活用することでスピーディーに支援。

補正第3号

(3) 創業初期の事業者支援 15,000 千円

(全額被災者生活再建支援基金)

→国の持続化給付金の対象とならない創業から1年以内の事業者へ
定額30万円を支給。

補正第3号

(4) 雪不足、新型コロナウイルスの影響で苦しむ神鍋地域事業者への支援

30,000 千円

(全額被災者生活再建支援基金)

→国の持続化給付金の対象者で、神鍋エリア・スキー関連業で一定の
減収が認められる事業者へ定額30万円を支給。

補正第3号

- (5) 県内休業事業者への休業支援金支給（兵庫県へ委託） 135,000 千円
(全額被災者生活再建支援基金)

→県が行う休業要請事業者経営継続支援事業（休業支援金給付制度）
の市負担分を委託。支給額は中小法人 100 万円、個人事業主 50 万円。
ただし飲食店・旅館・ホテルは中小法人 30 万円、個人事業主 15 万円。

補正第3号

- (6) 休業要請を受け休業する事業者への協力金支給 12,000 千円
(全額被災者生活再建支援基金)

→4月～5月の大型連休中等において、単独で多くの観光客をひきつ
ける可能性がある施設に対し、豊岡市独自の休業要請を行い、要請
に応じた事業者に対して、中小法人 30 万円、個人事業主 15 万円の
協力金を支給。

補正第3号

- (7) 商店街消費拡大支援 2,000 千円
(県費 1,333 千円)

→市内商店街が行うプレミアム付商品券事業への補助。

補正第3号

- (8) 商工業支援対策事業費 40,000 千円

→新型コロナウイルス感染症対策のため、既存技術を生かした新分野
への進出、反転攻勢に向けた準備を行う者への支援。

補正第7号

- (9) BUY豊岡（豊岡産品域内消費促進事業）の実施 30,847 千円

→苦境に立つ但馬牛・酒類・魚介類等の農水産品、靴等の豊岡産品を、
市と市民で買い支えることで応援。応援品目を限定し 30%割引で販売。

補正第7号

- (10) 但馬牛繁殖農家の経営継続支援 3,744 千円

→新型コロナ感染拡大による子牛販売価格の下落により事業経営に
影響を受けた但馬牛繁殖農家に対する支援。

補正第7号

- (11) 水産加工品購入による支援 4,320 千円

→在庫が増大している水産加工品（缶詰）を備蓄物資として活用する
ことによる水産業への支援。

補正第9号

- (12) BUY豊岡（豊岡産品域内消費促進事業）の拡充 30,000 千円

→苦境に立つ但馬牛・酒類・魚介類等の農水産品、靴、出石そば、豊岡

杞柳細工等の豊岡産品を、市と市民で買い支えることで応援。応援品目を限定し30%割引で販売。補正第7号の拡充。

補正第10号

(13) 製造業への緊急支援 60,000千円
(全額地方創生臨時交付金)

→新型コロナウイルス感染症が経済の大きなブレーキになる中であっても、前向きの投資を行う市内の製造業者を支援するため、生産プロセスの改善など生産性向上に資する設備投資に係る費用を補助。

補正第12号

(14) 水産加工施設整備への支援 17,800千円
(全額地方創生臨時交付金)

→売り上げが大きく落ち込んだ水産物の活用方法として、水産加工品製造を行う事業者に対する支援。

補正第14号

(15) 製造業への緊急支援 50,000千円
(全額地方創生臨時交付金)

→新型コロナウイルス感染症が経済の大きなブレーキになる中であっても、前向きの投資を行う市内の製造業者を支援するため、生産プロセスの改善など生産性向上に資する設備投資に係る費用を補助。補正第10号の拡充。

補正第16号

(16) 「収益事業を営む人格のない社団等」への事業継続支援 6,300千円

→新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けている市内事業者のうち、国の持続化給付金の対象とならない「収益事業を営む人格のない社団等」を対象に定額30万円を支給し、事業の継続を支援。

5 こども、学校のための取組

931,243千円

補正第3号

(1) 学習指導員の配置 416千円
(全額県費)

→家庭学習に差が生じないように学習指導員を配置。

補正第3号

(2) 学校情報機器の整備 391,520千円
(国費190,710千円)

→小中学校における児童生徒1人1台端末・ソフトウェアの整備。

- (3) 学校給食調理業者の衛生管理改善 補正第3号
5,000千円
(その他3,300千円)

→学校給食食材納入業者の給食再開に向けた研修・衛生設備更新・
消耗品購入補助。

- (4) 感染症予防 補正第3号
29,318千円
(国費26,597千円)

→小中学校、保育所、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ、
子育てセンターのマスク、消毒液、空気清浄機等の購入。

- (5) 修学旅行の延期により発生する保護者負担増額分の支援 補正第4号
2,788千円
(全額国費)

- (6) 小学校の通学バス増便 補正第5号
11,400千円
→バス通学者の3密状態の回避、短期授業等への対応のため通学バスを
増便。

- (7) 認定こども園の通園バス増便 補正第5号
4,800千円
→バス通園者の3密状態を回避するため、竹野認定こども園の通園バスを
1便増便。

- (8) スクール・サポート・スタッフ及び学習指導員の配置 補正第7号
18,764千円
(全額県費)
→担任等の業務をサポートするスクール・サポート・スタッフ及び学力
向上を図るための学習指導員を配置。

- (9) 学校再開に伴う感染症対策及び学習保障 補正第7号
22,425千円
(国費10,656千円)
→小中学校再開に伴う感染症対策の徹底及び分割授業実施に伴うデジタル
テレビ、電子黒板等の導入。

- (10) 特別教室の空調整備 補正第10号
314,600千円
(全額地方創生臨時交付金)
→小中学校再開に伴い、感染症対策等を徹底しながら子どもたちの学習

を保障するため、特別教室のエアコン整備を実施。

補正第 10 号

(11) 給食センターの空調整備 23,559 千円

(全額地方創生臨時交付金)

→小中学校の夏休みの短縮に伴う夏季期間の学校給食を、安全で安定的に供給し、第2波の到来にも備えるため、空調設備・換気設備の整備を実施。

補正第 10 号

(12) こども支援センターの相談支援体制の強化 800 千円

(全額地方創生臨時交付金)

→学校休業や外出自粛等により、不安やストレスを抱えている子どもや保護者のストレス軽減をするためにタブレットを配置し、SNS等を利用した相談支援を実施。

補正第 10 号

(13) 放課後児童クラブの連絡体制の強化 634 千円

(全額地方創生臨時交付金)

→保護者と児童クラブとの連絡体制の強化を図るため、各児童クラブにスマートフォンを配置。

補正第 12 号

(14) 民間事業者からの外国語指導助手 (ALT) の派遣 13,035 千円

(国費 6,517 千円)

→外国青年招致事業を活用しての ALT 派遣受け入れが困難なことが想定されることから、民間事業者からの ALT 派遣受け入れを増員。
民間事業者 ALT 当初 2 人 → 変更 7 人

補正第 12 号

(15) 子育てセンターのオンライン相談の実施 1,054 千円

(国費 702 千円)

→対面方式で行ってきた相談をオンラインで実施できるよう、各センターにタブレット、スマートフォンを配置。

補正第 12 号

(16) 私立保育園への支援 23,800 千円

(全額地方創生臨時交付金)

→安全・安心な保育の提供のため、施設規模に応じて給付金を支給。

補正第 12 号

(17) 夏季休業短縮による熱中症対策 17,049 千円

(国費 8,525 千円)

→夏季休業短縮期間中、学校における児童生徒の学習保障の取組みを支援するため、冷感タオル、日傘等の熱中症対策用品を配布、配備。

補正第12号

(18) 感染症予防対策

50,281千円

(国費41,016千円)

→小中学校、保育所、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ、子育てセンターのマスク、消毒液、換気扇、自動手指消毒機等購入。

6 観光等反転攻勢のための取組

944,537千円

補正第3号

(1) 観光事業者等への緊急支援

38,644千円

ア 観光協会運営支援

(ア) 市内6観光協会の運営支援

→事業の中止による収入の減少を想定し、人件費等の運営費を補助。

(イ) 自然学校の神鍋高原への受入支援

→市内小学校が春季に実施出来なくなった自然学校を神鍋高原で実施するための宿泊費用等を補助。

イ たんとうチューリップまつり実行委員会への支援

→2020たんとうチューリップまつり中止に伴う収入減の補てんと2021年開催に要する経費の一部を補助。

補正第3号

(2) 反転攻勢事業

204,850千円

国が実施する「G o T o キャンペーン事業」との連携

ア P L A Y豊岡(アクティビティ・クーポンの提供)の実施

補正第2号

→市内での体験メニュー等を満喫してもらうための応援クーポン提供。

イ 質の高いアート体験の提供

補正第2号

→子どもたちに様々なアートに触れる機会を無償で提供。

ウ 誘客促進強化事業

補正第2号

→広告戦略の策定と広告配信の強化。

拡充:補正第3号

エ 市内周遊促進事業

補正第2号

→市内の周遊を促進するための仕組みづくり。

オ 観光地魅力強化事業

補正第2号

→地域の魅力強化の取組みを支援。

補助金額の上限額撤廃と予算額の拡充。

拡充：補正第3号

- | | |
|------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| | 補正第5号 |
| (3) EAT豊岡（30%プレミアム付応援食事券の発行）の実施 | 275,000千円 |
| →市内の飲食店、旅館・民宿での日帰り食事で利用可能な30%のプレミアム付応援食事券の発行。 | |
| | 補正第5号 |
| (4) 地域飲食店応援事業「みらい飯」への支援 | 1,500千円 |
| →豊岡商工会議所が地域の飲食店を応援する「みらい飯」。飲食店が負担する30%のプレミアム相当額を支援。 | |
| | 補正第5号 |
| (5) STAY豊岡（市民市内宿泊促進事業）の実施 | 80,000千円 |
| →家族等で市内宿泊施設に宿泊した場合の料金の50%補助。 | |
| | 補正第7号 |
| (6) 観光協会等地代家賃支援事業 | 5,723千円 |
| →観光協会等が事業で使用する土地等の賃借料の補助。 | |
| | 補正第7号 |
| (7) 芸術文化公演の再開に向けた緊急支援 | 1,183千円 |
| | （県費742千円） |
| →芸術文化公演の施設使用料の減免。 | |
| | （その他△304千円） |
| | 補正第8号 |
| (8) EAT豊岡（30%プレミアム付応援食事券の発行）の拡充 | 273,500千円 |
| →市内の飲食店、旅館・民宿での日帰り食事で利用可能な30%のプレミアム付応援食事券の発行。補正第5号の拡充。 | |
| | 補正第8号 |
| (9) 地域飲食店応援事業「みらい飯」への支援拡充 | 3,000千円 |
| →豊岡商工会議所がクラウドファンディングを活用して地域の飲食店を応援する「みらい飯」。飲食店が負担する30%のプレミアム相当額を支援。補正第5号の拡充。 | |
| | 補正第10号 |
| (10) スキー場設備整備支援 | 53,995千円 |
| | （全額地方創生臨時交付金） |
| →スキーシーズン、グリーンシーズンのゲレンデ利用を見据えた設備導入の支援。 | |
| | 補正第12号 |
| (11) 文化芸術創造交流事業 | 3,842千円 |

(全額地方創生臨時交付金)

→市内全小学2年生対象にした参加型演劇「サンタクロース会議」の
開催に際して、感染症対策の徹底を図ることによる経費の増額。

補正第12号

- (12) 中心市街地活性化事業 3,300千円
(寄附分300千円)
(地方創生臨時交付金3,000千円)

→さまざまな団体が行ってきた行事やアミューズメントを「with コロナ」
の視点で再構築し、互いに持ち寄る形で中心市街地エリアに見本市を構成。

7 アフター・コロナ社会に向けた取組

33,330千円

補正第5号

- (1) 城崎国際アートセンターを活用したテレワーク推進計画の策定 3,800千円
→城崎国際アートセンターに次世代移動通信システムの5G基地局が
設置される予定のため、同センターでのテレワーク拠点化を推進。

補正第7号

- (2) 定住促進事業補助金の増額 5,000千円
→移住希望者増加による物件改修や引越等の経費補助金の増額。

補正第10号

- (3) 定住推進事業補助金増額 17,400千円
→移住検討段階、移住初期における支援制度の拡充に伴う増額。

補正第12号

- (4) 城崎国際アートセンターを活用したテレワーク拠点整備 4,130千円
(全額地方創生臨時交付金)
→城崎国際アートセンターに次世代移動通信システムの5G基地局が
設置される予定のため、同センターでのテレワーク拠点化を推進。
現在、策定中のテレワーク推進計画に基づく拠点整備実施設計。

補正第12号

- (5) ワークেশヨンの推進 3,000千円
(全額地方創生臨時交付金)
→法人向けワークেশヨンプランの企画造成及びモニターツアーの実施。

予備費**23,000 千円**

補正第 7 号

- | | |
|-----------------------------------|-----------|
| (1) 予備費増額 | 23,000 千円 |
| →今後の新型コロナウイルス感染症予防対策、災害対応等のための増額。 | |

その他**45,000 千円**

補正第 10 号

- | | |
|-----------------------------------------------|-----------|
| (1) 市税の還付 | 45,000 千円 |
| →新型コロナウイルス感染症の影響により、過年度に納税された法人市民税の過納分の還付金増額。 | |

※網掛けは市独自事業

※補正第 10 号、第 11 号、第 12 号、第 17 号は、新型コロナウイルス感染症対策の新規事業費及び既決補正予算事業費のみ抜粋。

※補正予算議決時の内容・額を記載。その後の変更（減額）は反映させていない。